滋　道　保　６７２　号
令和４年(2022 年)11 月８日

各　　位

滋賀県土木交通部道路保全課長
（　公　印　省　略　）

「令和４年年末の交通安全県民運動」リーフレットの送付について

平素は、交通安全対策の推進につきまして、格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、12 月１日（木）から 12 月 31 日（土）までの間、「令和４年年末の交通安全県民運動」を展開しますが、この活動が県民総ぐるみで展開できますよう啓発リーフレットを活用され、効果的な推進に特段の御配意をお願いします。

なお、滋賀県公式ホームページにおいて、データのダウンロードが可能です。

また、同リーフレット裏面「自転車の交通ルール遵守の徹底」の項目において、「自転車安全利用五則」を掲載しておりますが、令和４年 11 月１日（火）に内閣府から新たな「自転車安全利用五則」（別添参照）の発表があり、以後は新たな「自転車安全利用五則」での呼びかけをよろしくお願いします。

業者への発注時期の関係上、以前の「自転車安全利用五則」となっていることの御理解をよろしくお願いします。

滋賀県土木交通部道路保全課交通安全対策室
担当　澤山　豊
〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号
電　話　077-528-3682
ＦＡＸ　077-528-4903
E-mail　sawayama-yutaka@pref.shiga.lg.jp

年末の交通安全県民運動

令和4年12月1日(木)～12月31日(土)

運動の重点

1. 子どもと高齢者を始めとする交通事故防止の推進
2. 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶
3. 自転車の交通ルール遵守の徹底
4. 横断歩道利用者ファースト運動の推進

令和４年度 滋賀県交通安全スローガン

滋賀県イメージキャラクター
キャッフィー

ゆずり愛
無事故きらめく
びわ湖道

横断歩道
譲ってくれた
滋賀ナンバー

ペダルこぐ
私も一人の
ドライバー

滋賀県交通安全シンボルマーク

滋賀県・滋賀県交通対策協議会
滋賀県道路保全課交通安全対策室

滋賀県防犯・交通安全 検索 と検索してください。

●この印刷物は再生紙を利用しています

滋賀県応援寄附（ふるさと納税）「交通安全への願い」
交通安全の普及啓発や道路整備など、交通安全対策に活用します。
交通安全に支援をお願いします。

令和４年
年末の交通安全県民運動

子どもと高齢者を始めとする交通事故防止の推進

子どもの事故　発生件数　77件　死者なし
高齢者の事故　発生件数　617件　死者18人
（令和４年９月末現在）

運転者の皆さんは、**子どもや高齢者を見かけたら、徐行**または**一時停止**するなどして、その行動に十分注意して運転をしましょう。

家庭や地域では、子どもや高齢者に対して、**安全な道路の横断や通行方法**についてひと声かけましょう。

地域全体で子どもと高齢者の事故を防止しましょう。

◇◆子どもと高齢者の事故防止◆◇

子ども（中学生以下）の事故の多くは、**自宅周辺や通学時**に発生しています。

また、交通事故死者の約６割は、**高齢者**です。

運転者の安全運転はもちろん、**子どもと高齢者自身も交通の危険について知る**ことが大切です。

◇◆歩行者の交通ルールの遵守！◆◇

道路を横断するときは、**近くの横断歩道を利用**して、**左右の安全確認**をしましょう。また、信号機のあるところでは、**信号に従って横断**しましょう。

飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

飲酒運転事故　発生件数28件　死者２人
（令和４年９月末現在）

飲酒運転による交通事故は、未だに後を絶ちません。

飲酒運転を**「しない・させない・許さない」**環境づくりに努め、地域全体で飲酒運転を根絶させましょう。

◇◆飲酒運転ダメ！絶対に！◆◇

「少ししか飲んでないから、少しの距離だから、いつもの道だから、自分は事故を起こさない」など、勝手な理屈による飲酒運転の代償は大きく、取り返しのつかない**悲惨な交通事故**を招きます。

◇◆妨害運転の根絶◆◇

妨害運転は**重大な交通事故につながる悪質・危険な運転行為**です。十分な車間距離を保ち、無理な追い越しや割り込みは絶対にやめましょう。

自転車の交通ルール遵守の徹底

令和４年９月末の自転車事故345件のうち、
自転車が第１当事者となる交通事故が73件
発生しており、自転車側の過失が大きい事故が多く発生しています。

自転車も自動車と同じ車両です。

自転車も交通ルール･マナーを遵守して運転しましょう。

◇◆自転車安全利用五則を守りましょう◆◇

１　自転車は、車道が原則、歩道は例外
２　車道は左側を通行
３　歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
４　安全ルールを守る
　飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
５　子どもはヘルメットを着用

※「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で自転車損害賠償保険等の加入を定めています。加入状況について確認しましょう。

横断歩道利用者ファースト運動の推進

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況について、令和3年にJAFが調査した結果、全国平均30.6%に対して
滋賀県は、20.7%
の結果でした。。
【全国１位　長野県　85.2%（令和3年）】

◇◆横断歩道は歩行者優先！◆◇

信号機のない横断歩道の手前には、**「横断歩道あり」の道路標識や路面標示（ダイヤマーク）**が設置されています。歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で**一時停止**しましょう。

◇◆歩行者は横断する意思表示を！◆◇

道路を横断するときは、**左右の安全確認**をして、**手を上げる**などして運転者に**横断する意思**を明確に伝えましょう。

交通事故のない安全・安心な滋賀を目指しましょう

別 添

自転車安全利用五則

１　車道が原則、左側を通行

　　歩道は例外、歩行者を優先

２　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

３　夜間はライトを点灯

４　飲酒運転は禁止

５　ヘルメットを着用